

県と市町村による共同工業団地整備事業 公募要領

島根県商工労働部企業立地課

1. 事業の目的

中山間地域等の人口減少を食い止めるには、これまで以上に魅力的な仕事・職場を増やしていき、島根に残る若者、戻る若者、移ってくる若者を増やしていく必要がある。

このため、中山間地域等に、県外からの誘致企業や事業拡大を目指す地元企業を集積させるための工業団地を整備することで、企業誘致(立地)に伴う経済効果や雇用創出効果を県内全域に波及させる。

また、県と市町村の共同所有の工業団地とすることで、相互が主体的に、かつこれまで以上に連携して誘致活動を行うことで、早期の分譲完売を目指す。

2. 対象者

市町村

3. 対象事業

中山間地域等の産業振興を目的に、県と市町村が共同して工業団地の整備に取り組む事業(当該事業に係る工業団地整備計画について、令和2年3月17日より前に対外発表した事業でないこと)

(1) 整備地域

中山間地域等(過疎市町村、市町村の全域が過疎地域とみなされる市町村、特定農山村地域、辺地、これら地域と同等に条件が不利である地域として定める地域)

(2) 事業主体

県企業局と市町村

(3) 分譲地の所有名義

県1/2 市町村1/2の共有名義

(4) 整備に係る費用負担

県1/2 市町村1/2

(5) 業務区分

- ・資金調達は、県と市町村が各々実施する。
- ・地元調整や用地買収は市町村が行い、県は経費の1/2を負担する。なお、用地買収に係る契約は、市町村、地権者の2者で行う。
- ・造成は、市町村から委託を受けて県企業局が行う。
- ・分譲地は、県企業局と市町村が共有(持分2分の1ずつ)し、維持管理を行う。
- ・幹線道路、公園、緑地、調整池等は市町村が所有し、維持管理を行う。
- ・分譲に係る契約は、県企業局、市町村、進出企業の3者で行う。
- ・上記業務を行うにあたり、県と市町村は協定を締結する。

(6) 造成規模

分譲面積5~10haを目安とする。ただし、市町村の実情を踏まえて決定する。

※最低でも複数の企業(結果として1社になることは可)が立地できる面積

(7) 分譲単価

20,000円/m²前後を目安とする。

4. 事業期間

基本協定締結の日から共同工業団地の開発に関する全ての業務完了日までとする。

5. 申請手続

対象事業を実施しようとする市町村は、以下により申請書その他の書類を提出すること。

(1) 受付期間

令和2年11月13日(金)から令和3年9月13日(月)まで

(2) 提出書類

- ・様式1、2を各1部提出すること。
- ・提出に当たっては、島根県商工労働部企業立地課に事前相談を行うこと。
- ・1市町村が申請できる工業団地は2カ所までとする。

6. 選定

(1) 選定方法

- ・県庁内に選定委員会を設置し、提出書類に基づき、提案者がプレゼンテーションを実施した上で、選定する。
- ・選定委員会に先立ち、県担当部局から提案内容について照会することがある。

(2) 選定のポイント

ア 進出の可能性

交通アクセス(高速道路、港湾、空港等)、インフラ(電力、用水、情報通信等)、分譲単価、人材確保など、企業誘致の実現可能性が高いこと。

イ 必要性・緊急性

圏域内に分譲可能な工業団地がない、または区画数が少ないこと。

ウ 市町村の主体性(推進体制)

用地買収、企業誘致、フォローアップそれぞれの体制が整備されていること。

エ 技術的な実現可能性

- ・工業団地を整備するにあたって耐えうる地盤であること。
- ・用地買収が比較的容易であること。
- ・文化財遺跡が出現する可能性がないこと。

(3) 選定箇所数

1箇所程度。ただし、選定のポイントにより総合的に判断した結果、選定しない場合もある。

(4) 結果の通知

令和3年11月頃をめどに結果を通知する。

7. 提出先・事前相談先

島根県商工労働部企業立地課